

平成18年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成18年12月12日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 西本 俊吉	8 番 本田 章紘
9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 川口 東洋
17 番 野並 享子	18 番 小菅 六雄
19 番 原田 薫	20 番 田中榮太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	政策推進部長次	高田 一巳
総務部次長	前田 健司	総務部次長	田中 正二
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	田中 ふじ江	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉	教 育 部 次 長	船橋 登志夫

広報秘書課長 富田 久和 総務課長 中島 宗七
企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹 事務局次長 井狩 重則
書記 赤坂 悦男 書記 川崎 和美

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 議第107号から議第122号まで
(野洲市なかよし交流館条例他15件)
質疑、各常任委員会付託
- 第4 議第123号
(人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて)
質疑、討論、採決

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(田中榮太郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(田中榮太郎君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付いたしました文書のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第2)

議長（田中榮太郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第16番、川口東洋君、第17番、野並享子君を指名いたします。

（日程第3）

議長（田中榮太郎君） 日程第3、議第107号から議題122号まで、野洲市なかよし交流館条例他15件を一括議題とします。

まず、議第107号から議第110号までの各議案に対する通告による議案質疑はございません。

次に、議第111号から議第116号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

それでは、まず第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） おまたせをいたしました。おはようございます。早速ただいま議題となっております議案質疑をいたしたいと思っております。

さまざまな質疑もございしますが、自分の所属しております常任委員会の質疑については申し合わせ上できないということで、民生費の関係で1点だけ絞って質疑を行いたいと思っております。

まず、款3民生費、児童福祉総務費中、学童保育運営費でございしますが、ただいまの補正では1,263万7,000円の補正が組まれております。

学童保育所運営にあたっては、既に指定管理者制度というような形に移行した中での当12月議会での多額の補正ということで、さまざまな中長期的な取り組みということも一つ考えてはあったのですが、説明の中では児童数約60名の増、そしてまた指導員6名を配置するというような費用だということをお聞きいたしました。ちなみにこの1,263万7,000円の中で、今、学童保育所におきましては、指導員の先生方の身分保障等でさまざまな問題というのですか、やりがいがある仕事ではないということをお聞きしております。ということは、それなりに身分保障がされていないということが裏付けられると思うわけでございます。

そしてまた、今5カ所ある学童保育、そして子どもたちがそうしたことを受益できる機会均等を考えた場合、私は旧中主に対しても、やはり学童保育所を設置していかなければならないという思いをしております。

そうしたことにかんがみ、この補正予算に対して所見をお伺いしたいと思いますのと同

時に、今問題になっております教育基本法の中でこういうことが書いてあります。社会教育の中で、第7条、家庭教育及び勤労の場所、その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。また、国及び地方公共団体は図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならないということを、教育基本法の世界教育の中の第7条でうたっております。

やはり、学童保育所というのは、こういうことに一番近い施設だろうと私は考えております。そしてまた、児童憲章の中では、すべての児童はよい遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られるということですね。これはどういうことを意味しているかということ、やはりすべての児童というのは野洲で育っているすべての児童を対象としたということだと私は思っております。今、私が申し上げましたように、児童憲章あるいは教育基本法の中でそうしたことがうたっておりますので、同じ野洲市に住む中で、不公平なことがあってはならないという思いを私は持っております。

ですから、そういうことも踏まえて、今回のこの補正はどういうものであるのか、また旧中主町における学童保育所の設置に対する中長期的な展望も含めてお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） おはようございます。それでは、鈴木議員の学童保育所運営費についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の中にありましたように、学童保育所運営費の1,263万7,000円につきましては、定員が480名ですが、540名という多数の方の児童の申し込みがあり、60名がオーバーしました。その分について、今回預かっておりますので指定管理委託料を増額補正するものでありますが、先ほども言っていましたように、内訳費としましては、指導員6名の人件費とおやつ代とか保険料としての増額補正であります。

中長期的な取り組みをとということで、指導員の身分保障についてのご質問がございましたが、それにつきましては、学童保育所の指導員は指定管理委託先の社会福祉協議会の嘱託職員や臨時職員であります。それで、社会福祉協議会の就業規定や給与規定によりまして雇用されております。

また、中主学童保育所の件につきましては、既に中主学童保育所は設置しております。

平成16年度には45人の学童保育者が入所していましたが、平成17年度に急増しましたことから、平成17年度に増築をいたしました。そして、平成18年度からは定員90名ということで今、運営をしております。しかし、今年度には定員いっぱいの90人となり、待機者も出ている状況です。来年度にはこれ以上の申し込みが今のところございませんので、それについても今後考えていかなければいけないと思っておりますが、今5学区とおっしゃっていただいたのですけれども、既に中主学童保育所も含めまして6学童を運営いたしております。

以上、お答えいたします。

議長（田中榮太郎君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） ただいま回答をいただきましたが、まず児童数が今後だんだんふえていくということでございますね。ちなみに私が申し上げるのは、それに対して指導員の先生方の身分保障というのは、社会福祉協議会の嘱託職員ということで、その規定によってという回答でございましたが、本当に現場のことを考えて今の回答をされたのか。

今、野洲学童を一つ例にとってみますと、当然定員はオーバーし、申し込みというのは殺到しているという状況の中で、一番問題なのは指導員の先生の身分保障ができないということで、先生がころころころころかわっていかれる。そういう現象が起きているわけですね。ただ、一概に社会福祉協議会に、当然指定管理者制度だからというような、そういう考え方では指導員の先生方の落ちつきがないと。だから、行政としては、ただ丸投げだけではだめだと。その件に関してどこまで介入していくのだということですね。だから、その部分をどういようにとらまえておられるのか。その辺をお伺いしたいと思うのですね。

そしてまた、今中主の方で、私がさまざまな教育基本法とか児童憲章の件を申し上げましたが、倍以上、今後ますますふえていきますね。だからそうしたときの対応というのは、やはりすべての児童、そうしたものに対応していかなければならないと。だから、そういう部分についての中長期的なものの考え方というのはどういうふうにしていかれるのかと。例えば、社会教育の中でも学校の施設云々ということもうたっておりますからね、きちっと。だからやっていかなければならない義務も当然あるわけなのですよ。

だから、そういう部分についてどういように考えておられるのか。指導員の先生方の身分保障と、今のますます今後ふえ続けていく、中主においても当然そういう現象が起きている中で、どういような対応を講じていかれるのか。その辺を再度お伺いしたいと思

います。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） それでは、鈴木議員の再度の質問にお答えいたします。

指導員の身分保障につきましての再質問でございますが、行政としてどこまで介入していけるかということなのですけれども、現在社会福祉協議会に指定管理しておりますので、先ほど申し上げました社会福祉協議会の就業規定や給与規定によりまして、身分の保障と申しますか、そういうふうにしておりますが、学童保育所の運営協議会というのを、運営主体も含めまして実施もしておりますし、運営主体ということと実施主体ということで、現場の声も直接聞いたりもしております。それで、社会福祉協議会の方でも身分保障については給与規定とかによりましてけれども、その中でも今現在いろいろなことを考えていただいておりますので、共に考えていきたいと思っております。

ですから、中主学童保育所の、先ほど増加しているということをお願いしましたが、それは中主だけではなくてすべての6学童で来年度は増加する見込みとなっております。いろんなことを考えてはおりますけれども、場所としては新しく確保する、新しく建てるというようなことはなかなかできないことと、すべての児童が学校に通っている子どもたちであるということから、もしできましたら教育委員会の方とも連携をとりまして、学校の教室をお借りしまして、それから平成19年度から文部科学省と厚生労働省が予定しております放課後子どもプランと申しますのは、放課後子ども教室と今現在行っております学童保育所、放課後の子どもをどうするかという、放課後子どもプランということを考えていかないといけないのですが、その中で十分連携をとりながら考えていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） まず参考までにお聞きしたいと思います。指定管理者制度に移行して社会福祉協議会で対応していただいているわけですが、社会福祉協議会の嘱託職員ということで給与規定によってということでございますが、ちなみにその給与規定たるものはどういうように、どのような規定なのか、お教え願いたいと思います。

そしてまた、今後ますますふえ続けるという子どもに対して、学校の空き教室等を利用していくということは非常に結構なことでございます。今までから見ていると、どうも

行政サイドが縦割りで横の連携がなかなかとれていないと。今の所管の児童家庭課ですか、そしてまた教育委員会、そういうところの連携が全くとれていないので、教育委員会は教育委員会の言い分もある。今回答されたその方たちが思っていることとは相反する形となって出てきているわけですね、今現在でも。なかなかその辺の連携がとれていないということがまず1点。

そして、増員に対する対応というのがなかなか今の話ではうまく作業ができないという思いをしているわけですね。今、野洲市が出しております男女共同参画型社会あるいは女子の就業に対する緩和、さまざまな要素がこの学童保育所という一つのものに関わってくると思うのですね。当然でしょう。だから、そうした部分も男女共同参画型社会とうたっている半面、そうした施設ができていないということは真にそうしたことに向かっていけるのか。その辺をよく考えたときに、やはりこうしたものはきちっと足場を固めていかなければならない問題だと私は思うわけですね。だから、そうしたことにどのような反応を示されるのか。一つの方針をきちっと打ち出してもらわないことには、合併して本当によかったと、男女共同参画型社会も進んでいく、子どもに対する何もきちっといけると。教育基本法の中でも私は申し上げましたでしょう。きちっとしたそういう位置付けもしていかなければならないわけなのですよ。ですから、安にそういう施設をつくった、つくったとあって、希望者も入所できないようなことだったら、今私が申し上げました市の方針のとおりにはいかないわけですね。

そうしたことを考えたときに、本当に真剣になって考えていかなければ、いくら今、力を入れているさまざまな問題においても実行できない。そういうような障害が出てくると私は思うわけですね。だから、その点について部長、もし何だったら教育長も、私の最後の質問ですので、答弁を求めたいと思います。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 最後の質問ということでございますので、学童保育については、我々といたしましては積極的に取り組んでまいりました。旧中主町の話も出ておりましたけど、昨年度に園舎を増築いたしました。定数も増やしました。

そこで祇王の学区においても、今現在土地改良区の事務所をお借りしながら増員に対応していると、こういう実態なのですが、どうも定数以上に非常に多くの皆さんがご希望なさっているということでございますので、私は表現として小学校の半分ぐらいの教室をそれぞれ建てないといけないのと違うかと、それぐらいしないと賄えないだろうと、そ

う思いをいたしますが、それは物理的に無理なのですね。

そこで教育長に答えていただきますが、放課後の子どもの扱いについて、文科省が今新しく出しました。そういうようなものを活用しながらと、もう一つは空き教室、これをうまく利用しながらやっていかないといけないだろうと。空き教室と私が言いますと、教育委員会では教室はあいていないと。これは長い歴史がございますので、皆さんご承知のように。そういうことではなしにまち全体で考えたときに、どれがベターなのか十分内部で検討していかなければいけないと、こういう思いですので、あとまた教育長に答えていただきます。希望なさる方はできるだけ収容のできるような施策を講じていきたい、こう考えております。

そこでもう一点、職員さんの身分保障の問題が出ておるのです。これは指定管理者によって社会福祉協議会にゆだねているのですが、社会福祉協議会の中での職員に対応するだけの規則、規定がございますから、それによってきちっと身分保障はなさっていただいていると、こう自信を持っております。我々が口出しして介入することではないのですが、そのように承っておりますし、言うなればそれに必要な委託料は我々が支払っていきこうと、こういう思いをいたしておりますが、本来学童保育所は小学校3年までやれば、ちょっとおかしな言い方ですがそれでいいのですが、おっしゃるように男女共同参画社会をつくっていきこうと、いろんな面からいくとそういうものにこだわっている時代ではないであろうということだけは私は認識していますので、ご理解をいただいております。

あと、教育長の方から答えていただきます。

議長（田中榮太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 鈴木議員の質問にお答えをいたします。

現状をまず皆さん方に知っていただきたいのですが、文部科学省の委託事業が今年度まであります。それは何かと申しますと、地域子ども教室と申しまして、今7つのコミセンでそれぞれ土・日を中心に地域の方が指導をしていただいています。それが地域子ども教室、これは文科省の委託事業、それからもう一方では、放課後ずっと、いわゆる学童保育、これは厚生労働省の補助事業でございます。

そういうような状況で、なかなか今まで横の連携がとれなかったということがありましたので、今、国の方ではこの2つの事業をまず国レベルで、文科省と厚生労働省が手を組みまして、そして地方で行っているこの2つの事業を一体化、または連携をさせるというような方向になっています。それが放課後子どもプランと言われているものです。だから、

放課後子どもプランというのは文科省と厚生労働省の両方が寄って考え出されたプランです。そういうようになっているわけですが、今、野洲市としましては、その方向でいこうと。

そうすると、今度は先ほどから何度も出ていますように、子どもたちの活動する場所の問題があります。国レベルでは学校を拠点にしてやろうと、こういうようになっています。それで、学校の方に空き教室、今市長も話をされましたけれども、空き教室をという話をしますと空き教室はありませんということです。したがって、この間校長会で空き教室はよろしいよと、1つ、使っている教室でいいですから提供して下さいと。それぞれの学校、そして使用の条件、学校としてこういうようにして下さいよ、こういうふうに使って下さいよと、当然校長が管理をしているわけですから、学校経営に支障を来さないように上手に使って下さいよという条件も示しなさいということで、今手続中であります。そして、来年度は、一気にはいきませんから、学童で今オーバーしていますね。オーバーした分を、あるいは長期休業中だけという、そういう希望もあるのですよ。そういう人もある。したがって、長期休業中に限定をしてどこかの教室で放課後子どもプラン、これを試行をしていこうというような方向で、ですから全体の流れとしましては、放課後子どもプランが来年度は長期休業中に限定ですけれども、少し動いてきたと。いずれ広げていくと。学童と、先ほど言いました地域子ども教室の一体化または連携、それをできるだけスムーズにいくようにしていこうと。とりあえずはそういうような事業をきちんと整理をしていくといいですか、話し合いをする場を持たないといけないということで、今月中に運営協議会を何としてでも立ち上げようと。もちろん学童の関係の人も来てもらう。学校も教育委員会も、教育委員会は生涯学習課を担当の窓口にしようというような具体的な取り組み、そういうふうに関、進めているところであります。

そういうことで、国の動向に対応いたしまして、市としてはそういうふうに進んでいるということをお知らせしておきます。

以上です。

議長（田中榮太郎君） 暫時休憩します。

（午前9時26分 休憩）

（午前9時26分 再開）

議長（田中榮太郎君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） 鈴木議員の再々質問の中にございました社会福祉協議会の給与規定につきましては、手元にございませので、後でお示ししたいと思います。

以上です。

議長（田中榮太郎君） 次に、第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 議第111号平成18年度野洲市一般会計補正予算の77ページ、商工振興事業費5,565万円について質問をさせていただきます。

これは、野洲市工業振興条例に基づく支出であります。提案理由の説明のときに、10社、9月補正で1割、12月補正で2割、5年をかけて支払うということを説明されました。この条例は、環境関係は全額助成、そして用地取得、建設は2割ずつ5年で助成するというような内容でございます。投資資本額5億円以上の場合、1企業1回の限度額は用地取得、また建設で1億円であります。もし、仮に10社がこの限度額を申請すれば10億円になります。環境公害関係の限度額は500万円であります。当初予算より毎回の補正でどんどんと増えています。年度内での予算の限度額はありません。この種の補助金は、今各自治体で行われておりますが、内容はさまざまであります。

先日、新聞紙上をにぎわせております守山市、限度額を2億円から7億円に引き上げを予定して、キャノンの誘致、草津で予定をいたしておりましたのをそれを出し抜いて守山で誘致ということが言われております。

企業誘致のため、限度額の引き上げ合戦が行われており、助成金に対して費用対効果が議論になっております。野洲市でも予算に対しての限度はなく、申請があれば拒むこともできず、今後どのように展開をされるのか見解を求めます。

議長（田中榮太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） ただいまの野並議員のご質問にお答えいたします。

野洲市工業振興条例に基づく助成金についてですが、おかげさまをもちまして、大変好評をいただき、現在申請書の提出をいただいておりますのが全体で19社、投資総額約73億円、新規雇用従業員総数約80人となっており、それに伴う助成金総額としまして、約13億円が必要となっております。そのうち、平成17年度に交付した額は1億3,162万円、平成18年度交付予定額は当初予算と9月補正及び今回ご審議賜っております12月補正を合わせますと1億4,603万円となります。2カ年では2億7,765万円となり、今後約10億円の助成金が必要となります。交付につきましては、おおむね5

年間の予算措置を計画しております。

平成17年3月末から施行しましたこの制度は、このようにご活用いただき、当初の目的でありました工業団地や工場跡地への立地もほぼ達成できました。また、既存の事業所においても、自社の敷地等を有効活用され、規模拡大にも取り組んでいただいております。これらから、雇用の創出にもつなげることができ、十分効果が得られているものと判断しております。このような状況の中、来年度の予算編成に向けて作業中であり、市の財政状況を踏まえながら、この制度の今後の展開を考えていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（田中榮太郎君） 野並享子君。

17番（野並享子君） 今の答弁は、これまでの話ですね。13億円必要ということで今後10億円。というのは現時点の話でありまして、来年さらにいろんな形で申請が出てくるということに対しては拒むことはできませんよね。申請が出てきたら受理をして出していくという形になっていると思うのですが、今後10億円ということですから、毎年2億円ずつで5年間ですね。5年分割という形になっていると思うのですが、そういうようなことでいきますと、5年分割ではなくて用地所得、交付要件は用地所得後3年以内に事業の開始とか、こういうことはされていくと思うのです。今現在でも2億円毎年出していかなければならないというような状況の中で、新規が出てきたらさらに増えますよね。予算の上限を設けずにどれだけ、言ってみたらどれだけつぎ込んでいくのかという部分であろうかと思うのです。

やはり、投資総額が5億円以上というかなり力のある企業だというふうに思うのです。中小、零細企業においてはなかなかこれだけの思い切った投資をして事業拡大を図るということとはできない。そうすると、ある一定レベル以上の力を持った企業に対しての助成をどこまでの限度でやっていくのかということが、やはり行政として考え方を持っていかなければならないかというふうに思うのです。

ちなみに、この野洲の部分では、5億円以上と以下というので分けておられますよね。今言われた19社というのは、以下、以上で分けるとどういうふうな範疇になるのか。今後、年間2億円ぐらいの予算ではなくて、さらに3億、4億というようなことになっても、それを引き受けていかれるのか。条例改正なりをしない限りどんどん膨らんでいくというふうに思うのですが、そこら辺の見解、それと守山のような形で企業誘致をするためにこういうことをやって限度額の引き上げ合戦、そういうふうな道に乗っていかれるのかどう

か。こういうことをしていたのでは、もう費用対効果の関係で税収として入るのが何十年も先になるのではないか。ちゃらになるのはね。それだけの出した費用に対して税収として入ってくる部分が、採算が合わないような状況になっているのではないかということで、それぞれ予算の範囲内という形で条例で決めておられるところもありますし、各市町村の条例は精査されて野洲の条例をつくられたとは思いますが、今後この条例をどういうふうに考えていかれるのかお尋ねいたします。

議長（田中榮太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 野並議員の再質問にお答えいたします。

まず、効果につきましてですが、先ほど答弁で申しましたのに加えまして、税収見込みの方を申し上げておきますと、現在申請をいただいています助成対象分につきまして試算いたしますと、固定資産税、それから新しく来られた方、事業者の法人市民税を見込みますと、今後平成24年までの課税対象分として約10億円程度税収は見込めるというふうに考えてございます。

それから、投資金額が5億円以上、以下で何社あるかということでございますが、手元に資料がございませんので、後ほど調べましてご報告したいと思えます。

それから、そういったことを含めて今後どうしていくのかということでございますが、これも先ほどお答えいたしましたとおり、こういった助成金の今の活用状況、それから市の財政状況ということもございますので、そういったことを踏まえまして、来年度の予算編成に向けて現在検討中でございます。9月の補正のときにもいろいろご意見をいただいておりますし、そういうことも含めて今後この制度の展開を考えていきたいと考えてございます。

以上でお答えとさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 野並享子君。

17番（野並享子君） 9月の議会の時点でも企業誘致のプロジェクトチームを庁舎内で作っていくということが、新たなそういうふうなものを展開していくということが言われていたと思うのです。それが結局は守山のように助成限度額を引き上げて、要はお金でつって持ってくるというふうな形の競争になっていくのではないかと。そういうところに私は乗ってはならないというふうに思うのです。体力のある企業はやっぱりきちっと自らの中で頑張ってもらわないと、税そのものを力のあるところに流していくようではだめだというふうに思いますので、今後の展望とするものをきちっと持っていかないとだめだな

というふうに思いますので、ぜひともそういう部分の検討をしてもらって、助成金の引き上げではなくて、もっと野洲に来れば魅力あるという部分を出しながらやっていただきたい。まちづくり全体の中での考え方を打ち出していきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 細部については部長が答弁をいたしました。全体の流れといたしましては、19社なのですが、我々は新しい企業の誘致を考えて施策として盛り上げたということなのですが、従来から操業をいただいている企業の方から非常に好評を得てお使いをいただいているというのが実態なのです。だから、おっしゃるように税収にどう影響してくるかということになりますと、総体で73億といいますと、ざっと計算しても1億ぐらいの固定資産税が入ってくる。端的に計算しますとね。それが10年、20年先にどう影響をしていくかということを考えて、今こういう施策を組んでおりますので、目先であしたからどうなる、こうなるという議論は今しがたいと思います。

そこで、昨日も商工会の中の法人部会の皆さんといろんなお話し合いをする機会がありまして、お話をしたのですが、非常に幸いに野洲市内においでになる企業については、優秀な企業ばかりなのです。内容をきのうもそれぞれ発表していただきまして、こういう仕事をしているのだということを聞きますと、今まで我々が認識しなかったような、非常に高度な仕事をなさっている、景気もよくなっているということでございまして、まして国内だけではなくに国際的に世界を相手にやっている企業というのがかなりございます。そういうことからいくと、今こうして73億に対して13億からの若干の支援をしているということについては、むしろそのことが非常にこちらにとっては誉れを感じるような事態がございまして、非常にいい制度をつくったなと思いでございまして、これは議会の皆様のご理解もいただいておりますので、改めて議会に御礼を申し上げたいという気持ちに夕べなりました。そういうことですので、ご理解をいただいております。

それと、将来的にどうしていくのかという問題なのですが、おっしゃるように、5年かかって払っていくというような、本来ですと申請を受けたらその年度中に払っていききたいという気持ちはあるのですが、許されないのが財政事情ですから、5年ぐらいかかって年賦で払いますわと、いや、それで結構ですよというのが今の企業のあり方ですから。しかし、私が考えるのには、いつまでもこの制度を活用していくのかという問題について若干考えないといけないのではないかと。時限立法にするのか、その辺を考えていいわ、いい

わと広げていく問題ではないであろうと。景気が回復してそれぞれ企業に力が付いたら、やっぱり施策はもうそれで打ち切ってもいいのではないかというような思いをいたしまして、今担当課とは詰めをいたしておりますが、これはまた議会の皆さんと相談しながら決めていかないといけない問題ですが、3年で切るのか、5年で切るのか、あるいは10年もいくのか、その辺の議論をしながら、私はいつまでもするべきものではないと、こういう思いを持っておりますので、ご理解をいただいております。

今では、新しい企業はこれにのっかって支援をしたことがないと。若干大篠原のところにあったのですが、もともと市内においでにあった方が移られたと、そういうことですので、これは新しい企業を目標につくった制度でございますので、これから新しい企業の増築を図っていきたく。

そこで皆さんにご報告なのですが、村田製作所さんが今、1棟建築されまして、また引き続きかかっておられます。今現在、従業員の皆さんが2,700人おいでになると、こういうことございまして、きのうも我々に要求されたのは、企業のこういうことよりも、もっと立地するについての環境整備をしていただきたいと。例えば排水の問題、やっぱり交通の問題が先ですね。8号線の状況がこうだから、どうしても従業員を集めるには無理だと、不可能に近い問題もあると。だから、外へ出ざるを得ないというような企業もございました。そういうことを食いとめて、やっぱり市内で活躍をしていただくためにはどういことを我々はなすべきか。

それともう一つは、子どもさんの子育ての問題に若い奥さん方が若干疑問をお持ちの点がありそうでございますので、これも含めて企業誘致にはそういう側面からの支援をする、こういうようなこともしていかないと、どうも野洲には住みにくいというお母さん方がおいでになるようですので、そういう意見も出ていましたので、そういうことも含んでまちづくりを進めていかないといけないと、こういう思いをいたしておりますので、今後よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中榮太郎君） 次に、議第117号から議第122号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

それでは、第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） それでは、提案されております議第120号滋賀県後期高齢者

医療広域連合規約の制定につき協議することについての議案について質問を行います。

まず1点目ではありますが、この新たな医療制度は75歳以上の高齢者をこれまで家族に扶養されていた人も含め、現在加入している国保や健保などから切り離し、別立てにし、各都道府県単位で新たな医療保険制度を創設しようとするものであります。

そして、その保険料は広域連合設立後決められますが、政府の試算では月額で全国平均で約6,200円とされています。保険料は介護保険と同様年金から天引きなどで徴収され、一部で減免措置もとられますが、しかし今まで75歳以上には適用してこなかった滞納者に対する保険証の取り上げ、ペナルティーも実施するため、高齢者から容赦なく取り立てる制度となっています。

この後期高齢者医療制度が実施されたら、保険料が払えない高齢者が医療から遠ざけられはしないかと懸念されています。保険料は高齢者数の増大に応じて自動的に値上げもされます。保険料の滞納者は、先にも言いましたように保険証を取り上げられ、短期証または資格証明書が発行されます。後期高齢者は診療報酬も他の世代と別立てにされます。後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系を口実に、診療報酬を引き下げ手抜き医療になる危惧もあります。このような重大な問題のある制度であります。高齢者いじめの医療改悪では、私は暮らしは守れないと思います。

なぜ、今このような高齢者をねらい撃ちにした負担と犠牲強化の制度を創設するのでありましょう。これは昨年6月の国会で自民、公明が強行成立させた医療保険制度改悪の一環だと思います。この制度を強烈に推進してきたのが財界であり、政府、自民党や与党に再三実施を求めてきました。

財界の言い分は、これまで現役世代と高齢者が同じ医療保険に加入し、各保険者が労使折半の拠出金を出し合って高齢者医療を支える現在の医療制度に異議を唱え、高齢者を現役世代の保険から分離せよとの主張であります。つまり、企業負担を減らすがための主張であります。

以上、このように世代間の公平化の名のもとに、75歳以上の高齢者、いわゆる弱者に負担を強化する。また、新制度では、現役世代と75歳以上の治療や入院の診療報酬も別立てとなり、高齢者差別医療が公然と行われる危惧があるという、私は近年まれに見る医療制度の改悪と考えます。

そこで、このように重大な問題がある今回の後期高齢者医療制度、また広域連合の設立について、私は市の最高責任者である市長はどのような見解なのかを、まずはじめにお聞

きします。

なお、関連しまして、新制度実施となれば、本市の場合は75歳以上の後期高齢者は何名なのか。

2つ目に、この医療保険制度はこれまで扶養されていた人にまで新たな保険料が課せられますが、この対象者は何名なのか。

3つ目に、この医療制度の基本は75歳以上の高齢者が対象ですが、65歳から74歳までの寝たきりの認定を受けた人も対象となります。その人は何人なのか。

4つ目に、さらにこの医療制度は介護保険と同様、保険料は普通徴収、特別徴収されません。野洲市ではどのような比率、人数になると予想されているのかをお聞きいたします。前の質問とも関連しますが、これまで75歳以上の高齢者など老人保健制度の対象者は国保税を滞納しても資格証明書は発行されませんでした。ところが、一番はじめに言いましたように、今回の後期高齢者医療制度は、高齢者医療法の中に資格証明書の発行を明記いたしました。もしこのようなことになると、それだけでなくとも高齢者であり、所得の低い層の多い75歳以上では、新たな保険料徴収で滞納の増加は必至であります。この点どのような見通しを持っておられるのかをお聞きいたします。

大きい2点目の質問です。

今回提案されております広域連合設立規約及び運営であります。

この制度は国民健康保険制度とは違い、都道府県単位の広域連合で行われます。全市町村に加入が義務付けられています。さらに設立された広域連合は、保険料額の設定などの基本的な運営を行い、市町村は保険料の徴収、納付、各種届け受け付けなどを行うとしています。

そこでお聞きいたしますが、市民の健康と命、暮らしに関わる重要な制度であります、それだけに広域連合では民主的に運営されるのか、またその中で被保険者の意思や要求がただしく反映されるのか。さらには市議会や市民への情報公開が徹底されるのか。これらの点では、この規約を見る限り極めて不十分と考えます。

そこで、まず1点目に、広域連合の議員は26名であります。各市町1名であります。しかも、選出方法は市町議会で選ぶいわゆる間接選挙であります。これで誠に市民の声や要求が届く広域連合の議会になるのか疑問であります。この議員を選ぶ方式は直接選挙の方法もあるわけでありまして、今回間接選挙方式となっておりますが、この点どのように考えておられるのかをお聞きいたします。

2点目に、その意味で全県を一つにした広域連合であるにも関わらず、県議会よりも少ない定数で、本当に市民の声や要求、意見が反映されると思われているのかどうか、お聞きいたします。

3点目に、さらに広域連合の運営や議会について、その内容を市町議会及び市民に報告すべきであります。規約を見る限り制度的に報告を保障する規定はされていません。この点どのように考えているのかをお聞きいたします。

以上であります。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、小菅議員の議第120号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の制定につき協議することについてのご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の今回の後期高齢者医療制度とこれに関連する広域連合の設立についての見解でございますが、今回の医療制度改革につきましては、既にご承知のとおり、本年6月に成立をいたしました健康保険法等の一部を改正する法律において明記され、実施するものであります。改正の趣旨につきましては、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたる持続可能な医療保険制度にするために行われたものであります。改革の骨子の一つとして、現在の老人保健制度にかわり、今回新たな高齢者医療制度として後期高齢者医療制度が創設されることになったものであります。

この制度につきましては、超高齢社会を迎える本市におきましても、今後老人医療費の増嵩が見込まれる中で、制度運営の安定化と高齢者の心身の特性を踏まえた取り組みとして、期待をしているところであります。

また、運営主体として都道府県単位の広域連合を設立することにつきましては、この法律に明記されているところでありますが、その理由として、広域化による財政の安定化を図ることができる点や、統一した保険料を設定し格差が生じない点や、電算処理業務等事務の効率化が図れることから、この手法が適切であると考えております。

では、1点目に関する4項目の質問についてですが、まず1つ目の75歳以上の後期高齢者に該当する方の人数ですが、現行老人保健医療受給者の方になりますので、本年11月末現在で約4,500人という状況です。

2つ目の医療保険制度で扶養されていたため保険料が課せられていなかった方で、新たに保険料を負担する対象の人数についてですが、社会保険に加入されている扶養者でありますので、先ほどの4,500の受給者のうち約900人です。

3つ目の65歳から74歳の寝たきり老人等障害認定を受けておられる同受給者の方は約230人です。

4つ目の保険料の徴収における普通徴収と特別徴収の比率と人数についてですが、比率としましては、普通徴収対特別徴収は約2対8の割合で、人数につきましては先ほどの4,500人から勘案しますと、普通徴収では約900人、特別徴収では約3,600人と推計をしております。

また、後期高齢者医療制度における資格証明書交付につきましては、保険料の徴収と保険給付を同一の運営主体が行うこととされたところから、国民健康保険と同様の制度が設けられることとなったものであります。国保と同様に特別な事情がないのに保険料を納付しない方については、受給と負担の公平の観点からは一定やむを得ないと考えております。

また、滞納の見通しについてですが、現在の介護保険制度で滞納が発生していることから、ある程度の滞納が予測されますが、まずは市町が徴収主体になりますので、滞納を起こさないよう、啓発や個別の相談を大切にしていきたいと考えております。なお、資格証の交付基準等は、今後広域連合において議論されるものと考えております。

次に、2点目の広域連合の設立規約及び運営に関する3項目の質問についてですが、1つ目の広域連合の議員の選出は、直接選挙の方法もあるとのことについてですが、選出方法を間接選挙によるものとしておりますのは、直接選挙にした場合、経費的に相当な費用を必要とすることや、県内の市町間では有権者数に約80倍の開きがありますことから、一部小規模な町からの議員選出ができないことも考えられ、構成市町の意見を平等に反映するという考えを優先したものであります。

2つ目の県議会より少ない定数で市民の声が反映されるのかについてですが、構成市町の議会より選出していただくこととしておりますことから、一定市民の意見を踏まえた方を市の代表者としてお決めいただけるものと考えております。

なお、広域連合における当事者、現行の老人保健医療受給者の方の運営参画につきましては、今後の政省令の定めをまたなければなりません、国の見解も出ておりますことから、何らかの形で設けられるものと考えております。

3つ目のさらに市民、議会への報告等広域連合に関することにつきましては、広域連合においては、広報誌、ホームページなどさまざまな媒体を通じて周知を図っていく予定をされております。市としましても、市民の皆さんに理解をいただけるよう、構成市町としての制度、運営等の報告、周知、啓発について努めてまいります。

以上、お答えいたします。

議長（田中榮太郎君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 何点かもう一度お聞きいたします。

今回の広域連合設立は、いわゆるこれまで全国にあります行政事務組合とかその種の組合と比較いたしまして、今野洲市の参加している行政事務組合はあくまで関連する市が任意で必要性を感じて設置しているわけでありますが、今回の広域連合は国による強制的な設置ですね。だから加盟は当然として、脱退の自由もありませんし、言いたいのはそれだけに、よほど民主的に県民、市民の立場で組織がつくられ、運営されなければ本当にだめだということが言いたいわけでありますが、それを考えますと、極めて私はこの広域連合の運営なり、あるいは規約を見まして問題だと思うのですね、先ほど言いましたように。

そこで、今部長も答弁されましたが、直接選挙では経費が要るとか言われましたが、同時に、有権者の少ない町では云々と言われましたが、直接選挙の場合も選挙区を分けるということもできますので、小さい町も出ることは、それはそれで可能なのですね。そういうことで言いたいのは、再三言っていますように、国が強制的にこの広域連合を地方自治体に設置を義務付ける。そこが言いたいわけでありまして、だからこそ民主的なことを進めなければならない。

そこで、今言いましたように、間接選挙で今回提案されているということ、定数が26名であるということ、これで本当に市民の声、要求、意見が広域連合あるいは議会に反映されるのかという問題で、くしくも市長ご存知のように、今現在我が市では住民まちづくり基本条例制定が、方向が定められていますが、市民の行政への民主的参加を標榜されるのであれば、先ほど言いましたように、今後国の政令で云々言われましたが、国民健康保険、介護保険、いずれも運営委員会があるのですね。今回、この規約案を見る限り、そういうのは全く規定されていない。それで本当に声が反映されるのかどうか。この点を本当にどう考えておられるのか。人口130万の全県規模でわずか定数26名の中で市民の声を、被保険者の声を反映する運営委員会等を含めたそういうのは全く規定されていない。これについてどう認識されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、先ほどいろいろ言われましたが、75歳以上の高齢者が4,500人、そのうち扶養されている方が約900人、とりわけこの900人の方は平均全国6,200円と言われている保険料が新たに徴収される。年間約7万円ぐらいになると思うのですけれども、そういう状況の中で、今介護保険においても、前回の議会でも明らかになりましたよ

うに、大変な滞納がある。そういう中で、新たに今回加えて保険料が徴収される。先ほどの部長の答弁では、国保の同様の措置で、これはやむを得ない云々と言われましたが、本当にこれで徴収が、とりわけこの900名の方なりができるのかどうか、本当にそう考えておられるのかどうか。

前回もお聞きしましたが、しからは今、介護保険の滞納状況、これをもう一度教えていただきたいと思うのです。とりわけ普通徴収では年間18万円、月額1万5,000円以下の方が徴収されるわけでありますが、先ほど言いましたように、介護保険に加えて新たに今回またこの新設の保険が徴収されるわけでありますが、本当に言われたように安定した徴収ができると、そんな確信を持っておられるのかどうか。現状、もう一度介護保険のときの滞納状況も今回報告してもらいまして、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議長（田中榮太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、小菅議員の再度の3点のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の今回の後期高齢者の医療制度の中で、国民健康保険及び介護保険制度のように運営委員会が規約の中でないということですが、この点につきましては、今後この広域連合が成立した中で検討するというふうには聞いておりますが、現在私どもの情報の中では、新たに運営委員会も視野に入れているという情報を聞いております。このことに期待をしたいと思います。

それから、今回新たに900人の方が保険料を納めるということにつきましては、今回この制度で、2年間ですけれども、激変緩和ということで保険料の2分の1を減免するというふうな制度も設けておりますので、そういう点で今後新しい制度も期待しながら、とりあえず保険料を、みんなで作っていく制度でございますので納めていただくように努めてまいりたいと思っております。

それから、3点目の介護保険の滞納状況でございますが、12月現在では普通徴収のうちで約7.9%が滞納というふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ただいま部長が答弁をいたしました。若干補足説明をいたします。

今の規約の制定についての協議ということなのですが、これは小菅さんが心配なさって

いる具体的な内容までは、まだそこまで明記していませんね。これは、規約をつくって、こういう組織をつくろうと、こういうことでございますから、部長も申しあげましたように、運営その他についてはこれから細部を決めて、まず議会をつくってからやっという、こういうことでございますので、小菅さんがおっしゃったご意見は、我々もその立場になって申し上げていきたい。

私は幸い市長会でこれの設置の準備委員の一員になっておりますので、そういうことはこれからだということで、早々と心配をしてもらわないでもしっかりとしたものを立ち上げていこうと。ここには広域行政で湖南広域と守山との斎場の組合もございますし、いろいろとやっておりますが、やっぱりそれも経験を生かしながらいま運営ができていますので、これも一つの方法としてやっというればと、こんなふうに思います。

まして、議員の選び方は、議会の議員または長もしくは副市長となっておりますから、そうでしょう。議会の中からも代表で行ってもらえるということになっておりますから、決して我々首長だけがわっと運営するものでもございませんので、これからだということで、このことについてはお認めをいただきたいと、こういうふうに感じます。

よろしく申し上げます。

議長（田中榮太郎君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 市長はこれからだと言われますが、しかし一番はじめにも言いましたように、全県一つの広域連合、これは今までの医療保険制度ではなかったことですね。国から言えば画期的な制度改正かも知れないですけども、私から言わせるとかつてない医療改悪なのですね。

言っていますように、この運営そのものも何回も言っていますように、全県で連合組織して議会も設置されるわけでありますが、わずか議員が26名ですね。仮に今後運営、今、市町村の段階で設置されています運営委員会とか、場合によってはつくられるごとのことを言われましたが、それにしても、こういう本当に重要な医療の中で、とりわけ高齢者の中で、こういう広域の中で、少ない議員の中で、情報公開もまだきちっとされていない、運営委員会もきちっとされていない。私は本当にこんなものができるのか、極めて疑問に思っているのですね。市長はしっかりこれからだと言われますが、私は根本的にこれの設立そのものが問題だと思っているのですね。これまでの国の責任放棄をされる中でだと思っておりますので、それは言っておきます。

それと、もう一点だけ部長にお聞きいたしますが、とりわけ大変と言われるのが、90

0人かもわからないのですが、この900人の方だけではないのですね。もちろん、全体75歳以上の4,500人に対する新たな医療制度でありますので、先ほど言いましたように、75歳以上、65歳以上も一緒なのですけれども、例えば以前にも言いましたように、国保で言いますならば、野洲市の場合は極めて国民健康保険が高い問題とか、滞納比率も高い。そして、それに対する資格証明書発行率も県下で2番目に高い。国保で言うならばそういう状況、それは介護保険で言うなら、先ほど言われましたように7.9%ですか。加えて、今回このまま進みますと、多くの方が新たに後期高齢者に対する保険料の支払い義務が出てくる。本当に耐えられるのかどうか。私は絶対耐えられないと思うのですね。

だから、こういう方向ではなく、従前の老人保健等の、これはある意味では国の問題かもわからないですけど、施策充実が必要だったと思うのですね。そういう意味で、先ほど言われましたこの900名なり4,500名なり、部長が言われました、ある程度の滞納は予想されるが、これは国保同様の扱いでもあるし、負担と公平の観点から必要と言われましたが、本当にそのようなことを思われているのか。それで、この広域医療連合の医療保険制度が推進されるのか、自信を持っておられるのか。その点をもう一度確認しておきたいと思います。

議長（田中榮太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 再度の質問でございますけど、本来我々は国民健康保険全体を広域でやってくれと、県下を統一して県でやってくれと、国保連合会という団体があるのですが、そのことによって格差が是正されるであろうと。どこのまちは保険料が高い、給付の内容が違う、いろいろあったのですよ。だから、それは統一して県でやるべきだということを絶えず我々は国に要望してまいりました。広域でやれと。

その中で後期高齢者の分がこういう形になって上がってきたということでございますので、私たちは非常に期待をしております。もっと言うなら、我々行政改革をやるうという中で、こうした福祉に対する細かい事務は広域でやっていかれるということになりますと、それぞれの市町村においても、若干の事務の煩雑が簡素化されるということもございまして、それだけに給付の内容については、今まで以上によくなければならないという冒頭の大きなねらいがございまして、それに恥じないように運営をしていこうと、こういう思いを持っておりますので、いろいろ心配なさせていただきますけど、これからの出発ですから、大いに期待を持っていただきまして臨んでいただきたいと思います、こう思いますのでよろし

くお願い申し上げます。

議長（田中榮太郎君） 以上で、通告による議案質疑は終結いたします。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（田中榮太郎君） ないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第107号から議第122号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

議長（田中榮太郎君） 日程第4、議第123号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

まず、議第123号については、通告による議案質疑はございません。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第123号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中榮太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議第123号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第123号については、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第123号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、まず川端安徳氏を適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中榮太郎君） ご異議なしと認めます。

次に、垣内宏之氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中榮太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議第123号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに決定しました。

本日の日程はすべて終了いたしました。

明12月13日は午前9時から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。(午前10時21分)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年12月12日

野洲市議会議長 田 中 榮太郎

署 名 議 員 川 口 東 洋

署 名 議 員 野 並 享 子